

## 令和2年第5回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月30日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第66号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第66号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度長瀬町一般会計補正予算(第6号))	
○議案第67号の説明、質疑、討論、採決	10
・議案第67号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度長瀬町一般会計補正予算(第7号))	
○議案第68号の説明、質疑、討論、採決	11
・議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第69号の説明、質疑、討論、採決	12
・議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第70号の説明、質疑、討論、採決	14
・議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第71号の説明、質疑、討論、採決	15
・議案第71号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○字句の整理	16
○町長挨拶	16
○閉 会	17

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第128号

令和2年第5回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年11月25日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和2年11月30日(月)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

- (1) 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度長瀬町一般会計補正予算(第6号))
- (2) 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度長瀬町一般会計補正予算(第7号))
- (3) 議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第71号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	板	谷	定	美	君	3 番	野	原	隆	男	君
4 番	岩	田		務	君	5 番	村	田	徹	也	君
6 番	野	口	健	二	君	7 番	関	口	雅	敬	君
8 番	大	島	瑠	美	子	9 番	新	井	利	朗	君
10 番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（1名）

2 番	井	上	悟	史	君
-----	---	---	---	---	---

## 令和2年第5回長瀬町議会臨時会 第1日

令和2年11月30日（月曜日）

### 議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第66号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第67号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第68号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第69号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第70号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第71号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	板谷定美君	3番	野原隆男君
4番	岩田務君	5番	村田徹也君
6番	野口健二君	7番	関口雅敬君
8番	大島瑠美子君	9番	新井利朗君
10番	染野光谷君		

欠席議員（1名）

2番 井上悟史君

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会計兼計長 管理会 会務課 税務課	相馬孝好君
健康福祉課長	中畝康雄君		

事務局職員出席者

事務局長	野口晃	書記	石川正木
------	-----	----	------

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和 2 年第 5 回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 5 回長瀬町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の会議の欠席は、井上悟史君 1 名でございます。



◎開議の宣告

○議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第 121 条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。令和 2 年第 5 回長瀬町議会臨時会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

いよいよ秋も深まり、朝晩の冷え込みが身にこたえる季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、急な招集にもかかわらず、公私とも大変お忙しい中ご健勝にてご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会では、12 月の定例会では間に合わない緊急にご審議いただきたい案件がございまして、議会を招集申し上げました。ご理解をいただきたいと思っております。

本日提案させていただいております案件につきましては、専決処分の承認案件と、職員の給与改定に関する条例改正でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により景気は依然として厳しく、人事院が実施しました調査では、民間企業のボーナスの支給割合が公務員の支給割合を下回っているとの報告がございました。つきましては、国家公務員や埼玉県、さらに多くの自治体においても給与改定を実施している状況を勘案しまして、関係条例の改正をお願いするものでございます。

また、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当につきましても、職員の期末手当を引き下げること  
に合わせ、関係条例の改正をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、上程した際に改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し  
上げます。

以上、臨時議会開会に当たりましての私のご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



#### ◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進  
めてまいりますので、よろしくご了承願います。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名申し上げます。

8番 大島 瑠美子 君

9番 新井 利朗 君

10番 染野 光谷 君

以上の3名を指名いたします。



#### ◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今臨時会に町長から提出された議案は、議案第66号から議案第71号までの6件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、そのほか内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第4、議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ521万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億6,735万1,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））につきましてご説明いたします。

令和2年9月24日に埼玉県議会において、65歳以上の高齢者等がインフルエンザワクチンを接種する費用を県が補助し、自己負担額を無償化するための費用を盛り込んだ令和2年度補正予算（第8号）が成立しました。当該補助事業は市町村が実施主体であり、補助対象期間が10月1日からであったため、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和2年9月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により一般会計補正予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、521万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億6,735万1,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてです。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額269万円は、自己負担額の無償化に伴いワクチンを接種する高齢者等が増えることを見込み、町負担額の増分に新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充当するため増額するものです。

第16款県支出金、第2項県補助金、第2目衛生費県補助金の補正額252万円は、自己負担分に相当する金額について県補助金を増額するものです。

次に、歳出の補正につきましてご説明いたします。第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額521万円は、高齢者等のインフルエンザワクチン接種に係る経費を自己負担分も含めて医療機関に

支払うため、委託料を増額するものでございます。

以上で議案第66号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この補正なのですけれども、今現在、多分長瀬町は高齢者の人数、65歳以上が2,642人、前後あるかもしれません。いるわけです。接種は、この高齢者65歳以上が全員受けたと想定した額を見込んでいるのか。それから、そうなると多分接種料というか、町で負担するというのが一人頭大体2,000円ぐらいというようなことになるわけです。それはさておいて、当初これが発表されてから長瀬町の医療機関で受診する場合に、行くとすぐ受けられるとか、行っても予約しなければ駄目だとか、いろいろありまして、この頃では、行っても昨年うちで受けた人でなければ受けられないというふうなことで帰されたとか、長瀬町でも受けられないので寄居町で受けたという人もいます。皆野町で受けたという人もいます。こういう状況を把握されているのかどうか。

あとは、例えば他町に行って受診してやっても、この補助というのが有効になるかどうかということについて、まだ今後、これ10月から、1月いっぱい何かでしたか。ちょっとそここのところ、無償になるのが。と思うのですが、これ大丈夫なのかなというふうなことでお尋ねします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者のインフルエンザの予防接種でございますが、例年半数の方が接種を受けているところでございまして、今回は無料になるということで、埼玉県のほうが、65歳以上の8割は受けるであろうと、そういう想定でございましたので、長瀬町も同じく8月末の65歳以上人口の8割ということで、2,100人を見込ませていただいております。

次に、予防接種の接種のほうの関係でございますが、医療機関によりまして予約があったりなかったりということでございますが、比較的現在はワクチンが足りないというような状況でございまして、これは1市4町と医師会で毎月やっている会議などでも確認をしておるところですが、医療機関のほうではなかなかワクチンが入ってこないという実情があるようでございます。そのため、なかなか受けられていないというような状況でございますが、10月に受けた方が1,129名、支払った額なので、実際受けてまだ請求が医療機関から来ていないというのがありますが、支払った額では42.8%というような状況となっております。

それから、期間でございますが、高齢者のインフルエンザは、例年10月20日から1月31日までが接種の可能期間でございました。今回はこの埼玉県の補助があるということで、全県的に前倒しということで、10月1日から1月31日までとなりました。しかしながら、無料の期間については早期の接種を促すということで、12月31日までが無料期間となっております。広報のほうでも、当初はこの辺のところは校正ができなかったということで、回覧で10月1日から12月31日が無償期間ですというようなことで広報させていただいたところでございます。

また、接種を受ける医療機関でございますが、基本的には秩父郡市の医師会と契約をしておりますので、郡市内の医療機関のうち高齢者インフルエンザを扱っている接種協力医療機関であればどこでも受けられます。ただし、高齢者のインフルエンザにつきましては、埼玉県医師会と高齢者インフルエンザ予防接種

の相互乗り入れというものをやっておりますので、この相互乗り入れの接種医療機関であれば、県内どこでも町の制度と同じ形を利用できるようになっております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今、健康福祉課長のほうに説明いただいたのですが、もう11月が末になりますので、パーセントは上がったかなと思いますけれども、行っても受けられないという状況がだいぶ発生しているようなので、そのところについてはなかなか難しいと思うのですが、町内の医療機関、または秩父の医師会というふうなところに働きかけというのですか、ぜひ行って、平等に接種ができるようにというふうなことで、町でも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

接種が受けられない状況については、埼玉県でも把握しておりまして、県内の全ての医療機関にその状況の調査を市町村を通じて行っております。取りまとめの回答がまだ出ておりませんが、町内の医療機関では、やはり3医療機関がやっておりますが、ワクチンが不足しているというような状況が見えております。秩父都市医師会の医療機関でも同様な状況と聞いております。この辺につきましては、その県の結果が出次第、また状況が把握できますので、その都度対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） その結果を町民に分かるように、何らかの形で受けられますよというふうなことになったら、早めに通知というのですか、ぜひするようにしていただきたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

結果につきましては、医療機関のほうで年間に作れるワクチンの数というのが決まっておるようでございますので、その辺のところを含めて計画が出ましたらホームページ等回覧等で周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第66号は原案どおり承認されました。



◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野口健二君） 日程第5、議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））の提案理由を申し上げます。

令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ494万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億7,229万3,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長（大栗 徹君） 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））につきましてご説明いたします。

法人町民税の確定申告に伴い予定納税されていた法人町民税に還付が生じたため、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和2年10月2日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、494万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億7,229万3,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてです。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額494万2,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため、増額するものでございます。

次に、歳出の補正につきましてご説明いたします。第2款総務費、第3項徴税费、第2目賦課徴収費の補正額494万2,000円は、法人町民税を還付するため、償還金利子及び割引料を増額するものでございます。

以上で議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））の説明とさせていただきます。

- 議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

- 7番（関口雅敬君） ちょっとお聞きをいたします。

今、還付金詐欺が結構あちこちであるというのが秩父の安心・安全メールで来ているけれども、この町

民税だとかこういうのを還付するときに、そういう詐欺に引っかからない方法をしっかり取っているのかどうか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、関口議員のご質問にお答えをいたします。

今回の法人町民税につきましては、国税であります法人税を基に算定をしております、法人からの確定申告に基づいて税金のほうを納めていただいております。ですから、そこで申告の内容を疑うということは、町では行っておりません。もし何かあれば国のほうから指示がまいりますので、それを待つて対処したいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案どおり承認されました。



#### ◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第68号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第5条は、期末手当に関する規定でございます。第2項中、期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の165」に改めるものでございます。これにより0.05月減額となりまして、今年6月に既に支給された100分の170と合わせますと年間で3.35月となるものでございます。

次に、裏面の2ページ目を御覧ください。改正条例の第2条関係でございます。同じく第5条でございますが、期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の167.5」に改めるものでございます。こちらは、令和3年度以降において、6月期及び12月期の期末手当が均等になるようにするもので、年間支給月は今年度と変わりがなく3.35月とするものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書に戻っていただき附則を御覧ください。附則は、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第68号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。



#### ◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、町長等の期末手当について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。特別職の国家公務員の給与改定に準じ、町長等の期末手当についても改定を行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第69号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、改正条例の第1条関係でございます。第6条は期末手当に関する規定でございます。第2項中、期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の165」に改めるものでございます。これにより0.05月減額となりまして、今年6月末に支給された100分の170と合わせますと年間で3.35月となるものでございます。

次に、裏面の2ページ目を御覧ください。改正条例の第2条関係でございます。同じく第6条でございますが、期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の167.5」に改めるものでございます。こちらは、令和3年以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるようにするもので、年間支給月は今年度と変わりなく3.35月とするものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書に戻っていただき附則を御覧ください。附則は、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第69号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。



◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を鑑み、期末手当の支給割合の引下げを実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございまして、国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、人事院勧告に基づき期末手当の支給割合の引下げを実施したいため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第70号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、改正条例の第1条関係でございます。第14条の4は期末手当に関する規定でございます。第2項及び第3項中、期末手当の支給割合を「100分の130」から「100分の125」に改めるものでございます。これにより0.05月減額となりまして、今年度6月に既に支給された100分の130と合わせますと年間で2.55月となるものです。

次に、裏面の2ページ目を御覧ください。改正条例の第2条関係でございます。同じく第14条の4でございしますが、第2項及び第3項中、期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に改めるものでございます。こちらは、令和3年度以降において6月期及び12月期の期末手当が均等になるようにするもので、年間支給月は今年度と変わりなく2.55月とするものでございます。

最後に、附則でございしますが、議案書に戻っていただき附則を御覧ください。附則は、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第70号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。



### ◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第9、議案第71号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第71号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第71号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございまして、町職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第71号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、改正条例の第1条関係でございます。附則第2項及び第3項は、会計年度任用職員の期末手当を導入年度の令和2年度から2年間で段階的に常勤職員と同等となるように規定しているものでございます。

附則第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改め、令和2年度の期末手当の支給割合を「100の65」から「100分の62.5」に改めるものでございます。

次に、裏面の2ページ目を御覧ください。改正条例の第2条関係でございます。附則第3項でございますが、「100分の125」から「100分の127.5」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書に戻っていただき附則を御覧ください。附則は、条例の施行期日

を定めたものでございまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第71号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。



### ◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



### ◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では専決処分の承認2件、条例の一部改正案4件の重要案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決を得ることができましたこと、誠にありがとうございました。

また、12月10日には12月定例会が開催となります。続けての招集となりますが、ご参集賜りますようお願い

願いたします。現在、新型コロナウイルス感染症の第3波の到来が非常に懸念されるところでございます。町としまして、改めて感染拡大、予防に努め、町民の皆様が安心安全に暮らしていくことができま  
すように今後とも対策を講じてまいる所存でございます。議員の皆様におかれましても、感染拡大の予防  
にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、皆様のご健勝、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶と  
いたします。ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） これをもちまして、令和2年第5回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前9時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 1月13日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 染 野 光 谷